

人権について考えてみましょう

国連で世界人権宣言が採択された12月10日を最終日とする1週間（毎年12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動が全国的に展開されています。

期間中、静岡地方事務局及び静岡県人権擁護委員連合会では、「育てよう！一人一人の人権意識 思いやりの心・かけがえない命を大切に」を強調事項とし、各所で人権尊重の理念を呼びかける各種行事を行います。思いやりの心を持つて、お互いの人権が尊重される社会を作りましょう。

守られていますか あなたの人権

特設人権相談所を開設

相談は無料で、秘密は厳守しますのでお気軽にお越しください。
日時 12月8日(月)
午前10時～午後3時まで
場所 市役所2階中会議室
相談は、毎月第4水曜日(12月を除く)にも行っています。

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアル・ハラメント、つきまとい(ストーカー)などに困っていたら、ひとりで悩まず電話してください。

期間 11月17日(月)～23日(日)までの7日間
時間 午前8時30分～午後7時(土日は午前10時～午後5時)
全国共通ダイヤル 0570-070-810
前記の期間以外も、平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。

人権擁護委員をご存じですか

下田市では、現在5名の委員が委嘱されています。
下田人権擁護委員(敬称略)
宮川元明、和泉剛子、朝比奈博光、藤井忠、進士昭枝
人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアです。人権相談などを通じて相談を受けるとも

に、人権の大切さについての理解を深めてもらうための啓発活動を行っています。活動の一部を紹介します

下田人権擁護委員は、毎年、小学校を訪問し、全国人権擁護委員連合会が作成した人権冊子「種をまこう」を活用した人権教室を行っています。今年度は、10月に大賀茂小学校と稲梓小学校を訪問しました。

稲梓小学校では、1年生の児童を対象に、冊子の中からいじめをテーマとした作品「いっちゃんごめんね」の読み聞かせを行い、子どもたちの身近な人権について考えてもらいました。



稲梓小学校での人権教室(10月8日)

問合せ先

下田人権擁護委員協議会事務局
静岡地方事務局(下田支局内)
☎0534

再発見！地域の防災資源 高めよう！地域の防災力

12月7日は

地域防災訓練の日

下田市の地域防災訓練は、突発地震を想定した訓練です。午前9時に地震発生の場合のサイレンを鳴らします。

地域によっては、訓練開始時間が異なることがあるかもしれませんが、お住まいの地域の自主防災会が実施される訓練に積極的に参加し、想定される東海地震などの大規模地震に備えてください。



昨年の地域防災訓練(中1区)

災害時の情報伝達に協力頂けるアマチュア無線家を探しています

アマチュア無線局免許コールサイン)をお持ちの方であれば、無線機の種類、固定機、ハンディー機、車載機等)は問いません。災害時に必要な情報伝達に協力頂ける方は、12月12日(金)までに市民課防災係までご連絡ください。



3日分の食料品・水などの備蓄を！ (災害用備蓄食糧について)

市では毎年非常用備蓄食糧を購入し、災害時に備えていますが、備蓄食糧にも賞味期限があり、期限を過ぎた物は廃棄しなければならないなどの理由から十分な備蓄ができないのが現状です。

各家庭において、クラッカーやインスタント食品、缶詰など3日分程度の食料品の備蓄をお願いします。

下田市の必要備蓄食糧数

53,000食 (下田市地震対策アクションプログラムより)

下田市の非常用備蓄食糧数

17,790食 (10月末現在)

食糧の備蓄以外にも、災害時に食品メーカーや小売店から物資の供給を受けるための協定を結ぶなどの取り組みを進めています。



防災倉庫に保管されている備蓄食糧(賞味期限切れ間近な物は防災訓練などで試食してもらするなど有効に活用しています。)

また、特定の人のみが必要とする物(粉ミルク、乳幼児用食料、常備薬、紙オムツなど)は必要数が不明なため、備蓄を行っていません。各家庭での備蓄をお願いします。

問合せ先 市民課防災係 ☎22-2215

子どもを虐待から守ろう

『助けての小さなサイン 受け止めて』

子どもたちが健やかに育つためにあつてはならない虐待。しかし、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を断ちません。

子どものこんなサインを見逃していませんか？

- ・ 不自然な傷や打撲のあと
- ・ 着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ・ 表情が乏しい
- ・ おどおどしている
- ・ 落ち着きが無く乱暴になる
- ・ 親を避けようとする
- ・ 夜遅くまで一人で遊んでいる

子どもは虐待を受けていても自分からその事実を周囲に訴えることができません。周りの人が子どものSOSに気付いてあげること、それを相談・連絡(通告)することが必要です。あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいまいたら、すぐに福祉事務所に連絡してください。

あなたからの連絡が子どもを守る第一歩となります。(連絡した人が特定されない)

ように、秘密は守られます。また、皆さんの地域には、民生委員児童委員という方がいらっしやいます。子育てに不安や悩みをお持ちのお母さん、ご近所に虐待が疑われる子どもがいる等心配な方、ひとりで悩まずに、ぜひ、ご相談ください。

子どもを虐待から守るための5か条

1. おかしいと感じたら迷わず連絡(通告)してください。
2. しつけのつもり...は言い訳です。子どもの立場に立つて判断しましょう。
3. ひとりで抱え込まないで、あなたにできることから実行しましょう。
4. 親の立場より子どもの立場、子どもの命を最優先しましょう。
5. 虐待は特別なことではありません。あなたの周りでも起こります。

問合せ先

福祉事務所社会福祉係
☎2216

市役所から ほんのすは vol.3

統計調査で協力ください

「統計調査」と一言でいっても、5年・3年などの長い周期で定期的に行われるものと、毎年・毎月などの短い周期で行われるものがあり、その種類も、日本全国の世帯を対象とする国勢調査や、10月に抽出調査で行われた住宅・土地統計調査、現在行われている漁業従事者を対象とした漁業センサス、その他産業ごとのを絞ったもの、小売物価などの生活に密着したものなど多種多様です。

統計調査により集められた情報は、速やかに集計され、国が行う様々な政策の基礎資料として役立てられることとなります。しかし、最近ではライフスタイルの変化、核家族化による高齢者のみ世帯の増加、「個人情報」に対する意識の高まりなどの要因により、こうした情報を収集できない状態が徐々に増えてきています。

このような状態がさらに増

えると、貴重な情報を得ることができなくなり、政策運営上必要となる基礎資料が作れなくなってしまうという事態にもつながってまいります。統計調査の対象となった場合は、申告する義務があることを、また、集められた情報は保護されることを、統計法は定めています。統計調査で集められる「調査票」は、選挙の投票と同じく国に影響を与える大切な「一票」です。一見地味で取っ付きにくい仕事ですが、これらのことをご理解いただき、対象となられたときには、ご協力をよろしくお願いします。

また、「統計調査」をするにあたり、重要となる「統計調査員」も気苦労が増え、年々ご協力いただける人が減ってきています。興味のある方がおられましたら、是非お声をかけてください。詳細についてお話しさせていただきます。明るい未来を作るための「一票」を守るためにこれからがんばりますのでよろしくお願ひします。



(企画財政課 進士高広)